

会議名 (審議会等名)	令和 6 年度第 2 回社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会		
事務局 (担当課)	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部障害者更生相談所 電話 042-769-9807 (直通)		
開催日時	令和 6 年 10 月 1 日 (火) ~ 令和 6 年 10 月 15 日 (火)		
開催場所	書面開催		
出席者	委 員	14 人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局		
公開の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	
公開不可・一部不可の場合は、その理由	相模原市情報公開条例第 7 条に該当する非公開情報に関して審議するため		
会議次第	<p>議題</p> <p>(1) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の新規指定について</p> <p>(2) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の異動申請について</p> <p>(3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の新規申請について</p> <p>(4) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の各種変更について</p> <p>(5) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の指定更新について</p>		

審議経過

【審査部会の開催について】

本審査部会については、書類審査形式で実施した。各委員からの「書面表決書」をもって、議決に代えるものとする。

【審査部会の成立について】

審査部会委員14名中、書面表決書の提出者は14名。

有効数が過半数に達しているため、審査部会は成立とする。

【審査結果】

(1) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の新規指定について

新規申請16件の指定については、「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」として「適」と認める。

(2) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の異動申請について

異動申請のあった12名（うち、県内他市からの転入者3名）について報告を受けたもの。また、医療機関への在籍調査の結果について報告を受けたもの。

(3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の新規申請について

新規申請8件の指定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」として「適」と認める。

(4) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の各種変更について

変更申請のあった27件について報告を受けたもの。

(5) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の指定更新について

更新申請66件の指定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」として「適」と認める。

以上

社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会

氏名	役職	出欠席
梅澤 慎一	部会長	出席
鈴木 雅信	委員	出席
原田 克也	委員	出席
伊藤 淳	委員	出席
増田 公男	委員	出席
細田 のぞみ	委員	出席
阿古 潤哉	委員	出席
井上 準人	委員	出席
櫻井 健治	委員	出席
黒山 信一	委員	出席
大草 洋	委員	出席
和田 達彦	委員	出席
土橋 健	委員	出席
土門 明哉	委員	出席